

特殊詐欺の被害拡大防止のための施策に関する一考察

14H2006 荒井 雄太郎

I. はじめに

近年、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る「特殊詐欺」が猛威を振るっている。この特殊詐欺による被害は、我が国における財産犯の全被害額に比してみても深刻であり、高齢者を中心として、被害者一人一人に莫大な経済的・精神的被害をもたらしているのが現状である。

無論、警察をはじめとした各機関が総力を挙げて特殊詐欺の撲滅に当たっていることは間違いないが、それにも関わらず、特殊詐欺は10年以上にわたって猛威を振るい続けているのである。そのため、より一層効果的な対策を打ち出していく必要があると思われる。そこで本稿では、特殊詐欺の被害および対策を概観していくことでその特性を分析し、それをもとにして有効と考えられる方策を、加害者の取締の在り方と高齢者を中心とした国民が被害に遭わないようにするための防犯対策の在り方という2つの方向から、それぞれ刑事政策ならびに犯罪学の知見に沿って提言することとしたい。

II. 特殊詐欺の被害状況及び対策の俯瞰

まずは、特殊詐欺の被害の現状についてみていきたい。特殊詐欺は平成15年から被害が目立つようになり、「オレオレ詐欺」といった名称で認知されるようになった。その後、騙しの手口などを複雑化させながら、被害が徐々に増えていき、平成20年には、上半期のみで被害額が約166億8800万円に達する莫大な被害を生むこととなった。この事態を重く見た警察組織は、抜本的な対策を各機関と連携して打ち出し、被害は一時的に大幅な減少を見せた。

しかし、金融商品取引名目や、ギャンブル必勝法名目など、だましの手口は広がりを見せ、さらにATM周辺の規制強化に伴って、金銭授受の手法も「受け子」と呼ばれる者が被害者から現金を直接受け取る方法（現金手交型）が中心になるなど、手口の多様化がみられ、被害は再び増加の一途をたどった。とりわけ、現金手交型の台頭により一度に受け取れる金額に際限がなくなったことで、一件当たりの被害額も大幅に増加した。ただ、これについても「だまされたふり作戦」などの対策がとられたことで現在は最盛期ほどの勢いはなくなり、代わって新たに電子マネーのプリペイドカードを被害者に購入させ、IDを被害者から犯行グループへと教えさせることでその分の金額を入手する「電子マネー利用型」の詐欺が増加傾向にある。これによって一度に巨額の金銭が奪われるケースが減少したため、近年は特殊詐欺の被害額全体も減少傾向がみられる。また、刑事司法においても、被告人に厳罰をもって対処することで威嚇し、特殊詐欺への加担を阻む流れがみられる。

続いて、特殊詐欺における被害の傾向を分析し、本稿における問題意識を示したい。

まず、犯行グループは対策がとられるたびに柔軟に手口を変化させているが、徐々に詐欺の取行がしづらくなってきていると考えられる。現金手交型の増加及びそれに伴うだまされたふり作戦の台頭や厳罰化によって、受け子等の末端の者は逮捕のリスクが高まり、かつ重い罰を受ける可能性

が高まったことで犯行への加担を躊躇うようになったとみることもできる。しかし、現実にはそうもいかない。彼らは、軽い小遣い稼ぎのような感覚で犯行に加担しているため、「自身のしている行為が犯罪であり、これから刑罰を受けることになる」という認識が欠落しているからである。そのため、刑罰による威嚇効果が発揮できないのである。そうであるならば、厳罰化よりもさらに犯行の抑止に資する方法を模索したほうが良いのではないだろうか。本稿ではこのような方法として「司法取引」によって捜査情報を集め、グループの首謀者を逮捕しやすくすることで犯行グループに打撃を与えることを目指す。

また、被害が減らない原因としては、被害者層の中心にある高齢者が自分は被害に遭わないと油断し、対策を怠っていることもあると考えられる。このような意識を取り除くことが特殊詐欺をなくしていくためには絶対に必要であろう。そのため、本稿では環境犯罪学の知見に従い、彼らの意識を変えていく方法についても模索していきたい。

Ⅲ. 司法取引を活用した摘発による予防策について

「合意制度」とは、被疑者・被告人による他人の犯罪の捜査情報の提供と引き換えに検察官が不起訴や刑の減軽といった被疑者・被告人にとって有利な取り計らいをする制度である。これによって犯行グループの情報が以前よりも手に入りやすくなり、犯行グループの撲滅に資するだろう。

しかし、特殊詐欺のみならず、合意制度の導入そのものに対してなされている懸念として、虚偽の供述による冤罪の増加がある。この点を考慮して、虚偽の供述ができなくするための制度設計がなされているが、それだけでは不十分であると考えられる。そこで、私は、得られた供述証拠のほかに、別の証拠を必要とすることで供述に客観性を持たせる必要があると考えている。

また、厳罰化の傾向にある特殊詐欺について合意制度を導入してしまうと、実質的な刑の軽量化となり、それによって犯罪が増加するのではないかという懸念も示されている。そのため、刑罰による一般予防効果や特別予防効果を担保すべく、合意制度の利用を申出て、起訴された者を対象に、合意制度の恩典たる刑の減免として執行猶予を付す代わりに、保護観察を義務付けることによってその懸念を払拭すべきであろう。具体的には、保護観察の特別遵守事項の一類型である「社会貢献活動」の一環として、学校等で「特殊詐欺に関わると人生を台無しにする」という内容の講話をするとともに、被害者層に当たる者たちに対して積極的な啓発への協力をさせることで自身の行動を省みる機会の付与をするのである。これらの活動を通して内省を促し、刑罰の特別予防効果を発揮するとともに、講話を受けた者に対して刑罰の力をもって威嚇し、一般予防効果を発揮することができるのではないかと考えている。

Ⅳ. 環境整備による予防策について

環境犯罪学とは、犯罪を犯すことができなくなる環境づくりを提唱する学問である。さらに、それを応用して、「犯罪抑止の三要素」が提唱されている。この三要素は、犯罪者の力が及ばない範囲をはっきりさせる性質である「領域性」、犯罪者の行動を見張る性質である「監視性」、犯罪行為に対する強度を表す「抵抗性」を指し、それぞれハード面（物理的環境）とソフト面（心理的環境）に分けられている。領域性は境界によって他から区別されている状態を指す「区画性」（ハード面）

と犯罪者の侵入を許さないという「縄張り意識」（ソフト面）から構成されている。監視性は、周囲からの視線が標的に届く状態である「視認性」（ハード面）と主体的にかかわろうという「当事者意識」（ソフト面）から成り、抵抗性は一定して変化しない性質である「恒常性」（ハード面）と望ましい状態を維持しようという意思である「管理意識」（ソフト面）から構成される。

続いて、この三要素をもとに、特殊詐欺の被害をいかに減らしていくか、その方法について述べる。

まず、領域性の強化として、地域における縄張り意識の醸成のため、熊本県と千葉県柏市の条例を参考として、条例案を提唱した。都道府県レベルでは警察力の活用がしやすいことが熊本県の条例からわかり、さらに柏市の条例からは市民とより近い距離で啓発活動を展開でき、かつボランティア団体との連携がしやすいことが分かったため、都道府県が警察力を活用して情報収集に努め、それをもとに市町村とボランティア団体が連携し、戸別訪問をはじめとした啓発活動を展開していくという体制を条例によって築くことが望ましいと考えられる。

監視性の強化は、視認性を高めるための機器を用いることで一定程度図ることが可能であるが、国民にそのような対策をさせるためには、当事者意識を醸成する必要がある。そのために必要なのが、シミュレーションを活用した広報啓発と、実際に犯行グループに関わった者から犯行グループの恐ろしさを伝えさせることである。前者は、ボランティア団体による戸別訪問によって、後者は前章で検討した社会貢献活動の実施によって実現できるだろう。

そして、抵抗性の強化のためには、ハード面たる恒常性については金融機関をはじめとした事業者を中心として被害のシャットアウトができる仕組みづくりをしていく必要がある。しかし、一般人の利便性を過度に妨げないよう注意しなければならない。また、管理意識としては被害者が騙されないよう「金銭を電話等で要求された場合、一切の例外なく金銭は渡さない」という意識を強く持つことや、被害者が騙されたとしても周囲の者が制止できるよう、誰かに相談できる体制を整えておくことが求められる。

V. おわりに

以上、本稿では、特殊詐欺の被害拡大防止のための施策として、加害者をなくしていくべく、司法取引を活用するという方向でその制度の在り方について検討するとともに、それに伴って生じることが懸念される問題点についても一定の解決策を提示した。また、被害者対策として環境犯罪学の知見を推し進めた「犯罪抑止の三要素」にしたがって領域性、監視性、抵抗性の順に、被害者に求められる心構えやそれを醸成するための方法について検討を加えた。

しかし、いずれも一朝一夕でなし得るものではないし、効果が現れるにはそれなりに時間がかかることが予想される。その間にも被害は絶え間なく続いていくだろう。そのため、被害をなくしていくためには加害者や被害者にならないよう「心の隙を作らない」ことが必要なのではないだろうか。本稿では、そのための一手法を示したにすぎない。特殊詐欺の被害をなくしていくためには、国民一人一人が本稿にあげた取り組みを参考として気を引き締めるほかない。一刻も早くこの卑劣な犯罪が我が国からなくなることを願うばかりである。